

教育委員会定例会会議録

1 日時

令和4年7月29日(金)

開会 9時30分

閉会 10時20分

2 場所

教育委員室

3 出席者及び欠席委員の氏名

出席委員 木平芳定教育長、大森達也委員、北野誕水委員、栗須百合香委員、
富樫健二委員

欠席委員 なし

4 出席職員

教育長 木平芳定(再掲)、副教育長 上村和弘

次長(教職員担当) 佐藤史紀、次長(学校教育担当) 井ノ口誠充、

次長(育成支援・社会教育担当) 中川実、次長(研修担当) 水野和久

教育総務課 課長 森岡賢治、班長兼企画員 米澤道隆

教職員課 課長 野口慎次、班長 若宮一哉、主査 佐宗満、
主査 鈴木良典

福利・給与課 課長 青木茂昭、班長 坂口浩二

高校教育課 課長 山北正也、班長 河合貞志、充指導主事 西大希

保健体育課 課長 奥田隆行、主幹兼係長 福山浩司、充指導主事 天白喜啓

5 請願・陳情の付議の結果

	件名	審議結果
請願4	三重県立高等学校入学者選抜における面接試験の取り扱いに関する請願について	不採択
請願5	熱中症対策に関する請願について	不採択
請願6	三重県立高等学校における開設部活動数の縮減を求める請願について	不採択

6 議題件名及び採択の結果

	件名	審議結果
議案第30号	教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則案	原案可決
議案第31号	公立学校職員の定年引上げ等に伴う関係規則の整備に関する規則案	原案可決
議案第32号	給与条例附則第十八項、第二十項又は第二十一項の規定による給料に関する規則案	原案可決

7 報告題件名

報告1	第69回東海高等学校総合体育大会の結果及び令和4年度全国高等学校総合体育大会の三重県選手団について
報告2	令和5年度三重県公立学校教員採用選考試験第1次選考試験の実施状況について

8 審議の概要

・開会宣言

木平芳定教育長が開会を宣告する。

・会議成立の確認

5名中5名の委員の出席により会議が成立したことを確認する。

・前回審議事項（7月8日開催）の審議結果の確認

前回定例会の審議結果の内容を確認し、全委員が了承する。

・議事録署名者の指名

大森委員を指名し、指名を了承する。

・会議の公開・非公開の別及び進行の確認

会議の進行は、請願4から請願6を審議し、報告1、報告2の報告を受け、議案第30号から議案第32号を審議する順番とすることを決定する。

・審議事項

請願4 三重県立高等学校入学者選抜における面接試験の取り扱いに関する請願について（公開）

（山北高校教育課長説明）

請願4 三重県立高等学校入学者選抜における面接試験の取り扱いに関する請願について

請願について別紙のとおり提出する。

令和4年7月29日提出 三重県教育委員会教育長

2ページをご覧ください。こちらが請願書の写しです。請願者は、先ほどご紹介があったとおりです。

「1 請願の要旨」です。三重県立高等学校入学者選抜での面接試験において、受検生の中学時代における部活動への取り組みや、高校入学後の部活動への参加の意欲等についての質問を行わないことを求めています。

「2 請願の理由」です。第1段落の5行目には、入学者選抜の面接試験の中で、受検生が部活動への意欲について尋ねられることはよく行われていると記載されています。第2段落目の1行目には、現行の中学校・高校の学習指導要領において、部活動は「学校教育の一環」との位置づけがなされる一方、教育課程の中には組み込まれておらず、その参加は「生徒の自主的・自発的」なものとしてとされています。5行目には、中学校での部活動への取り組みや、高校での部活動への参加の意欲に関して、入学者選抜の面接試験で面接官が質問したり、合否判定に利用したりすることは、「部活動に参加してこなかった」「高校入学後に部活動に参加することは考えていない」「通学に時間がかかるため、部活動に入らないという選択肢を取らざるを得ない」等という受検生にとって、不安を与えることとなり、教育上の観点から良くないことであり、学習指導要領の趣旨に反するものであると記載されています。

3ページをご覧ください。一番下から7行目には、部活動に参加してきたことや、入学後も部活動に参加すること等を入学者選抜で問い、合否判定の材料に用いることは不適當であると記載されています。

次に、1ページにお戻りください。請願文書表があります。請願に対しての教育長の意見を一番右段に記載してあります。

本県の高等学校入学者選抜は、2月に実施する前期選抜と、3月に実施する後期選抜があります。前期選抜は、学科・コースの特色に応じて、面接、作文、実技検査、学力検査等の中から高校が指定する検査を実施し、後期選抜は、各校共通の学力検査を基本に、面接、作文、実技検査等を課すことができるとしており、受検者の多様な個性や意欲、能力を多面的に評価し、総合的に選抜しています。

特に前期選抜においては、各校が「学校の特色」及び「選抜において重視する要件」を公表するとともに、受検者は志願理由や自己アピールを記入した「自己推薦書」を出願時に提出します。「自己推薦書」の自己アピール欄は、受検者の長所や特技、中学校生活等で努力したこと、高校入学後に特に力を入れたいこと等について記入するようになっており、具体例として、学校行事や学級活動、部活動等への取組や意欲について記載されて

います。

面接においては、特に前期選抜ではこの「自己推薦書」に記載された内容を参考に、さまざまな角度から受検者に質問します。そのなかで、受検者の長所や優れている点を、より適切に引き出すことができるよう、学習活動をはじめ学校行事や学級活動等への取組や意欲について質問しています。学校教育の一環である部活動についても、その取組や意欲について受検者に質問する場合があります。

今後も、面接における質問内容については、受検者の意欲や能力等を適切に評価する質問となっているか、また、受検者に不安や誤解を与えるような質問になっていないかについて、各校が継続的に見直し、改善していくよう、県教育委員会として指導・助言してまいります。

以上のことから、本請願については不採択といたしたい。説明は以上です。

【質疑】

教育長

請願4はいかがでしょうか。

【採択】

—全委員が本請願の不採択を承認する。—

・審議事項

請願5 熱中症対策に関する請願について（公開）

（奥田保健体育課長説明）

請願5 熱中症対策に関する請願について

請願について別紙のとおり提出する。

令和4年7月29日提出 三重県教育委員会教育長

まずは3ページをご覧ください。こちらが請願書の写しになります。請願者は先ほど紹介があったとおりです。

「1 請願の要旨」では、熱中症発症のリスクが高い時における学校での運動活動の停止を求めています。

「2 請願の理由」につきましては、2段落目の1行目から3行目にかけて熱中症発症のリスクが高い時、WBGT指数で「運動は原則中止」「厳重警戒（激しい運動は中止）」とされる時には、激しい運動が行われる場である、体育の授業や運動部活動を停止する責任があると記載されております。

それでは1ページにお戻りください。請願文書表がありますので、ご覧ください。請願に対して、教育長の意見を一番右の欄に記載してあります。

1点目につきまして、暑さ指数（WBGT）は湿度、日射・輻射など周辺の熱環境、気温の3つを取り入れた指標であり、この指標に基づいて日本スポーツ協会の示している「暑さ指数に応じた行動指針」を、学校での体育の授業の実施や休み時間の外遊び、部活動の実施の目安の1つとして用いています。熱中症の発生は、環境の条件だけでなく、運動の条件や個人のコンディションも関係するため、総合的な観点から活動の判断をする

必要があります。

2点目につきましては、県教育委員会は県立学校に、暑さ指数が31以上の場合、学校行事や体育の授業、部活動の中止や延期を検討することを、また、暑さ指数が28から31の場合、激しい運動は避けたり場所の変更や活動する時間を短縮したり、積極的に休憩をとり、水分・塩分を補給したりするなどの対策をとるよう依頼しております。

3点目につきましては、請願では暑さ指数が28から31の「厳重警戒（激しい運動は中止）」とされる時においても、学校での全ての運動活動を停止することを求めています。暑さ指数が28から31の場合は、前述のとおり学校での総合的な判断の下、必要な対策を講じ適切に対応しているところです。

以上のことから本請願は不採択といたしたい。説明は以上です。よろしく申し上げます。

【質疑】

教育長

請願5はいかがでしょうか。

大森委員

教育長の意見に関してですけど、運動だけではなく、ちゃんと学校全体でやってるよっていう話と違うのかなっていうイメージがあるんですけども、請願者が要旨として運動活動って言ってるんで、それ以上言う必要ないのかも知れないんですが、もうちょっと幅広く学校全体として対応してるっていうことを、主張してもいいのではないかな。運動だけではなく全ての児童生徒を守るためにこの暑さ指数を見ながら考えてますっていうことを言われた方が、運動ではなくて今度は室内はどうなんだみたいなことを言われる可能性もあるので。そこは検討してもらった方がいいかなという気がします。もうちょっと本当にやってもらってることを主張されて、運動だけじゃないって言ってもらった方が私はいいかなと思います。

奥田課長

はい、ありがとうございます。確かに吹奏楽も、運動部並みの活動をしておりますので、そういうことも含めて教育委員会としては、同様の依頼をしているところです。

大森委員

そうであれば教育長の意見の中にもちょっと言及した方が、例えばダンス部はどっちなんやとなってしまうと、ダンス部は運動だという人もいれば、運動じゃないという人もいるので、ちょっと今回の回答の時にその辺全部やってますってしておいた方が次に文科系が来るかなっていう気がするので、全体としてやっているかと答えるのはあかんのかなと思ったんですけど。

奥田課長

運動部活動というよりも運動という。

大森委員

意見の方はもうちょっと幅広に全校で全ての活動について対応してるということを最後に付け加えておいた方が、運動だけじゃないよと。県教委としては、子どもたち全員の色々な活動を全てチェックしてるっていうスタンスになると思うんで、もうちょっと強い立場と言うか、強い反対意見になると思うんですけど。

奥田課長

学校行事も含めて、体育の授業・部活動の中止とかそういうのも検討するようになっていうふうに依頼してる場所ですので、もう少し幅広に。

副教育長

言っていたのはごもっともだと思いますし、吹奏楽とか合唱とかダンスとかの活動をですね、エアコンがある状態でやれるのか、そうじゃないのかっていうことで変わると思いますし、そういうことも含めて今回請願で出されてるのは、委員が言っていたように、運動っていう切り口で言っていますので、もう一回この文章を見ながらですけども、今言っていた観点で、運動だけに絞って対策してるんじゃないくて、それに準ずるような活動、それについては学校行事も含めてですけども、同じようにWBGTで測って、やったりやめたりしてますんで、そのことも伝わるように検討して考えていきたいと思います。

大森委員

針の穴を刺してると、また今度これはどうなんやと言われると思うので、ここで一気に回答してもらった方がいいと思います。

教育長

各学校への通知は運動だけでなく、全ての教育活動について検討する旨、指示をしてるということでいいですか。

奥田課長

全てというふうな書き方はしてないですけど、学校行事とかいう。

教育長

具体的に言ってもらっていいですか。

奥田課長

最近の通知では、暑さ指数が3.1の場合は学校行事や体育の授業、部活動の中止・延期を検討するというふうに、通知をしたところです。

教育長

そこに部活動は運動部活動ということではなくて、全ての部活動をっていうふうに検討するようになっておりますか。

奥田課長

学校行事や体育の授業、部活動の中止・延期をというふうに。

教育長

学校もそういう認識でええということなんですね。

奥田課長

そうですね。ちょっと細かい話になりますけれども、文化部の中でも運動を伴わないような活動、すなわち当たり前のことですが室内とかそういう場合は、空調機を効かしていますので、31は超えてません。

大森委員

教育長が言ってもらったように、この意見の2つ目のところの部活動が、請願者の方は運動に絞ってるんですけど、答えの方は両方とも入ってるような気がしたんですけど、そう読み取れなかったの。だからさっき教育長が言われたように、その部活動というのは全部入ってますよというのをちょっと細かく書いていた方が。

教育長

私はどちらかというと、それはひょっとすると運動部活動に学校長として限定して読めてるんじゃないかなと思ったので、そういう懸念はないのかなと思いましたがね。今言ったその学校行事の中に部活動は入ってないので、それで吹奏楽とか何とかっていうのを読むっていうことにはならないので。

奥田課長

校長会においても、校長から部活動に吹奏楽も含むという同様の意見もありました。

大森委員

じゃあ教育長の意見の方に部活動が全部入っているんですね。

奥田課長

この教育長の意見の中では、運動活動という形で表記しております。

大森委員

2つ目のポチの県立学校の暑さのところの「部活動の中止や延期を検討することを、また」となっているから部活動の中止や延期を検討することを依頼しているということに入っているんじゃないかなと読み取れるんですけど。

奥田課長

意味的には吹奏楽とかも運動を伴っているものもありますので。

教育長

この日本スポーツ協会の行動指針とか、最後に付いてる運動に関する指針とかありますよね。これは運動に関する指針ではないですか。

奥田課長

運動に関する指針です。

教育長

だから何というか、運動ってどこまでの話っていうことになってしまうのか分からないんですけども、本当に学校長に対して全ての部活動を、吹奏楽、ダンスというふうに体を動かす部分とそうでない部分ってというのは、少し微妙な活動によっても形態があると思うんですけども、そこもしっかりこれを準じてやるっていうことを伝えて指示してあるっていうことやったらそれでいいんですけども、それでいいんですね。

奥田課長

はい。校長会の方でも、文化部はどうなるのかという意見もありましたので、文化部の中でも運動の強度によりますが、運動を伴う活動、吹奏楽で肺活量を使う活動や運動と同等の動きをするようなものも同様です、というような話もさせてもらってるところです。

大森委員

分かりました。

富樫委員

これは今、文科系もそうなんですけども、それぞれの場でWBGTが測られているという前提でよろしいですか。例えばテレビで今日は津は熱中症が増えてます。だけどもいろんな環境があって、できるときもあるしやはりできないときもある。私も先日ちっちゃなWBGT計を買ったんですけども、それを体育館に持って行って自分で測って大丈夫だっていう判断をしてやってるんですけども、そういった環境が学校にあるのかとか、記録みたいなのは取られてるんですか。今日は大丈夫だとか、そういう後で何か問題があった時に、WBGT的には安全だったのでこういう判断をしてやったとか、ガイドラインとして出てくるからあとは現場任せっていう形なのか、何かそういったことをされてるんですか。

奥田課長

WBGTでアラートが出る時は、前日の5時から、そして当日の朝5時で自分の地域が今アラート出てるのかというのも環境省のホームページで確認できます。その地域に

アラートが出ていれば、今日は学校も危険な状況であるかなというようなことは察することができますので、体育の授業の時はその体育の授業の先生が、今ここ大丈夫かどうか計って確認した上で、活動を行うと通知しているところです。

富樫委員

その場所で測って確認されているということですか。

奥田課長

活動する場所において測るということで、話をしているところです。

副教育長

ちょっと学校現場ですね、いくつぐらい機械があるかっていうのはすぐ言えないんですけども、複数多分置いてまして、そういう今言ったような必要性がある時は測って判断するっていうことは、共有はしてると思いますが、きちっとクラブの顧問がですね、毎日記録してるかどうかっていうのはそこまで徹底できてるかどうかっていうのはちょっとまだ定かじゃないんですけども。

富樫委員

全体ではなくて個々の場所できちんと管理されてるってことですね。

【採択】

—全委員が本請願の不採択を承認する。—

・審議事項

請願 6 三重県立高等学校における開設部活動数の縮減を求める請願について（公開）

（奥田保健体育課長説明）

請願 6 三重県立高等学校における開設部活動数の縮減を求める請願について

請願について別紙のとおり提出する。

令和 4 年 7 月 2 9 日提出 三重県教育委員会教育長

まずは 2 ページをご覧ください。こちらが請願書の写しになります。請願者は先ほど紹介があったとおりです。

「1 請願の要旨」では、三重県立高等学校で開設されている部活動について、開設数の縮減を求めています。

「2 請願の理由」では、2 0 1 9 年末の給特法改正の附帯決議において、部活動の地域化の早期実現の方針が示されていることから、部活動数を縮減していくことは必要であり、岐阜県のように県教育委員会が縮減案を策定した上で、縮減に向けた取り組みを進めることが必要、と記載されております。

それでは 1 ページにお戻りください。請願文書表がありますのでご覧ください。請願に対する教育長の意見を右の欄に記載してあります。

本県の県立高等学校では、各校において部活動の方針や特色、部員数や顧問数の状況、

生徒の意向等をふまえ、部活動の見直しを行っています。また、県教育委員会においては、複数顧問の配置と負担が偏らない業務の分担、複数顧問の配置のための適切な部活動数の検討を進めるよう各校に依頼し、取組を進めています。

こうした取組により、本県の県立高等学校の部活動数は直近の5年間でおよそ14%減っております。

以上のことから、本請願で求められている開設部活動数の縮減については、本県では既に取り組を進めていることから不採択といたしたい。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

【質疑】

教育長

請願6はいかがでしょうか。

【採択】

－全委員が本請願の不採択を承認する。－

・報告事項

報告1 第69回東海高等学校総合体育大会の結果及び令和4年度全国高等学校総合体育大会の三重県選手団について（公開）

（奥田保健体育課長説明）

報告1 第69回東海高等学校総合体育大会の結果及び令和4年度全国高等学校総合体育大会の三重県選手団について

第69回東海高等学校総合体育大会の結果及び令和4年度全国高等学校総合体育大会の三重県選手団について、別紙のとおり報告する。

令和4年7月29日提出 三重県教育委員会事務局保健体育課長

1ページをご覧ください。第69回東海高等学校総合体育大会は、愛知県を中心としまして、6月18日から19日の間に31競技が開催され、本県からは1,700名の高校生が参加いたしました。

続きまして2ページをご覧ください。ここでは団体競技において3位までに入賞した学校を掲載してあります。網掛けの部分が本県関係分であり、男子・女子とも延べ5校が優勝しました。昨年と比較しますと、優勝校については男子3校、女子1校減少はしましたが、2位については男子は2校、女子は6校増加するなど非常に活躍をしました。

続きまして3ページから6ページをご覧ください。ここでは、個人において3位まで入賞した選手を掲載してあります。団体競技と同様、網掛けの部分が本県の選手です。

男子においては11競技25種目、女子においては10競技18種目が東海大会において優勝しました。男子の優勝数は昨年度よりも5種目増加、女子の優勝数は昨年度と同数。2位、3位の入賞数も女子の2位を除いては、全て増加している状況であり、三重とこわか国体に向けて取り組んできたことが成果として着実に残っております。

続きまして7ページをご覧ください。令和4年度全国高等学校総合体育大会について報告いたします。

今年度は徳島県を中心に四国4県、ヨット競技におきましては固定開催で和歌山県で実施します。7月23日から開催されております。総合開会式につきましては昨日開催されたところです。本県選手団は、野垣内靖県高等学校体育連盟会長団長に、三重高等学校バレー部、笠井心優選手を旗手として、51校から男子312名、女子241名の合計553名の高校生が参加します。

本県選手団の詳細につきましては、別冊の令和4年度全国高等学校総合体育大会三重県選手団の名簿をご覧くださいと思います。

この中の水泳競技につきましては、東海総体の方が7月22日から24日に行われましたので、まだ反映されておられません。ご了承くださいと思います。

今年度の大会につきましては、有観客で開催されることとなっております。また、大会の様子につきましてはインハイTVで、全ての競技がライブ配信されることとともに、一部競技はテレビ放映が予定されております。

同段階における本県選手団の結果につきましては、次回以降の教育委員会定例会の方で報告させていただきたいと思っております。以上です。

【質疑】

教育長

報告1はいかがでしょうか。

—全委員が本報告を了承する。—

・報告事項

報告2 令和5年度三重県公立学校教員採用選考試験第1次選考試験の実施状況について（公開）

（野口教職員課長説明）

報告2 令和5年度三重県公立学校教員採用選考試験第1次選考試験の実施状況について

令和5年度三重県公立学校教員採用選考試験第1次選考試験の実施状況について、別紙のとおり報告する。

令和4年7月29日提出 三重県教育委員会事務局教職員課長

次のページをお願いします。第1次選考試験を7月23日の土曜日に実施しました。右側が4年度の採用の数が参考を書いてあって、5年度が今回の受験者数等が書いてあります。全体では、合計の欄ですけれども、受験率が91.7%でした。小学校は割と受けに来ていただいたんですが、中学校、特に高校が少し欠席者が多かった状況となっております。

次の2ページをご覧ください。先ほどの全体の数字の内訳です。高校は英語がちょっと欠席者が目立ったり、地理歴史とか公民などが、少し欠席者が目立っております。

それから3ページについては、これまで10年の実施状況が書いてございます。8月10日に1次合格発表があるのですが、2次試験については、コロナ感染拡大によりまして、2年前に採用試験をさせていただいた時と同じく集団面接は実施しないこととし

ました。

それから小学校と特別支援学校小学部の実技試験のうち、音楽と体育については、接触したり密の場面が多かったりしますので、その部分は取り止めをさせていただきます。実技試験のうち英語のリスニングは、実施をさせていただく予定です。

説明は以上です。

【質疑】

教育長

報告2はいかがでしょうか。

大森委員

工業系の先生はやっぱり変わらないですね、これ。多分どこもそうやと思うんですけど、このままいくと工業系の先生が埋まるのが悪くなっていくと言うのかな。今回はこれ、電気・電子は3名の採用枠で申込が2名ですね。

若宮班長

はい。

大森委員

かなり危機的な状況にあると思う。ただこれ電気・電子科っていうのは、全国的に4年で卒業できる率が1番低いとも言われてて、大学自体の卒業率の7割ぐらいと言われている学科なので、それが影響しているのかも知れないですけど。三重大工学部が今もう免許取れない、まだ取れるんですか。

野口課長

はい、まだ取れます。

大森委員

まだ取れるんですね。そこら辺のこの電気・電子とか工業系をここでちゃんとしないと、工業高校の先生がいなくなってしまうかなっていう感想になりますけど、また今後検討してもらいます。

野口課長

三重大とか県内の教員養成の大学の方々とですね、よく情報交換とかさせていただいてますので、その時にそのようなお話も意見交換したいと思います。

大森委員

教員養成課程自体が結構厳しいんですけど、大学で結構みんなの負担になっていて、維持できるようにしておかないと。

－全委員が本報告を了承する。－

・審議事項

議案第30号 教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則案（公開）

（野口教職員課長説明）

議案第30号 教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則案

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。

令和4年7月29日提出 三重県教育委員会教育長

提案理由

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

それでは資料3ページの規則案要綱をご覧ください。教員の免許更新制が、令和4年7月1日に廃止されましたが、これに関する文部科学省の通知をふまえて、免許状の未更新、いわゆる期限切れ失効となった普通免許状を円滑に再授与するために、申請書類を簡素化しようとするものでございます。

具体的には、期限切れ失効となった普通免許状の授与を再申請する場合は、申請書類の一部、例えば卒業証書の写しとか、学力に関する証明書といったような書類を省略することができる旨の規定をするとともに、所要の改正を行います。

説明は以上です。

【質疑】

教育長

議案第30号はいかがでしょうか。

【採択】

－全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。－

・審議事項

議案第31号 公立学校職員の定年引上げ等に伴う関係規則の整備に関する規則案（公開）

（青木福利・給与課長説明）

議案第31号 公立学校職員の定年引上げ等に伴う関係規則の整備に関する規則案

公立学校職員の定年引上げ等に伴う関係規則の整備に関する規則案について、別紙のとおり提案する。

令和4年7月29日提出 三重県教育委員会教育長

提案理由

公立学校職員の定年の引上げ等に伴う関係規則の整備に関する規則案については、地

方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

1ページ以降が規則改正案となっておりますが、31ページの規則案要綱をご覧ください。こちらで説明させていただきます。

「1 制定理由」ですけれども、公立学校職員の給与に関する条例等の一部改正に伴い、規則に関係する部分について、国に準じて規定を整備するものである。

「2 制定内容」(1) 給料月額7割措置の適用を受ける職員に対する手当の具体的な額の算定方法を定める。(2) 「降格時号給対応表」を導入し、役職定年等により降格することとなる職員の号給決定方法を定める。(3) 暫定再任用職員等の給料及び手当に関する経過措置を定める。(4) その他規定の整備をする。

「3 施行期日」令和5年4月1日(一部公布の日)から施行する。参考に、給料月額7割措置の適用を受ける職員に対する手当の額の算定方法についてというところで、基本的な考え方を記載しております。

給料月額の水準を基に額が設定されておりますが、管理職手当、管理職員特別勤務手当、義務教育等教員特別手当については、給料月額と同様に60歳前の職員に支給される手当額の7割とするという内容になっております。

米印におきまして、給料月額を算定基礎として計算している手当につきましては、地域手当、期末勤勉手当等でございますが、こちらについては条例で算定方法を規定しているところでございます。

今回の規則改正につきましては、前回5月24日の定例会でご審議いただきました、定年引上げに係る給与条例、退職手当条例の改正を受けまして、国の規則に準じて関係する規則の改正を行うものでございます。

1ページ以降が規則改正案となっておりますが、改正内容が多岐にわたっておりますので、字句の修正や条項のズレ、その他規定の整備以外の主な内容について説明させていただきます。

1ページの第1条が給料の支給規則の改正となります。

2ページをご覧くださいんですけども、2ページの新旧対照表中、右の第13条の4におきまして、管理職が週休日等に緊急に勤務した場合に支給される管理職員特別勤務手当の支給対象に、定年前再任用短時間勤務職員を追加することとしまして、4ページ左側の、別表9の2の手当額表を新たに設けさせていただくものでございます。

戻っていただきまして3ページ左側、附則の第8項から4ページに渡ります第10項までにつきましては、へき地手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当を7割支給とするための計算方法等を規定するものでございます。

5ページの第2条につきましては、初任給規則の改正となりまして、新旧対照表中の第23条におきまして、役職定年に伴い給料表の級を降格させる場合に、降格時号給対応表に基づき降格をさせることとして、5ページ左から18ページにかけて、別表8としまして新たに降格時号給対応表を設けるという内容となっております。

18ページですけれども、真ん中第3条の住居手当規則、左の第4条の通勤手当規則、19ページの第5条単身赴任手当規則、20ページの第6条の期末勤勉手当規則、こち

らの改正につきましては、再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員と改正する等の字句の修正、あと高齢者部分休業制度導入に伴う規定の整備、条項のズレ等を改正するものでございます。

22ページ第7条でございますけれども、義務教育等教員特別手当規則の改正につきましては、条項のズレ、字句の修正の改正とあわせまして、23ページ附則第2項で、この手当の7割支給とするための計算方法を規定しているものでございます。

23ページ左の第8条、こちら退職手当規則の改正になりますが、新旧対照表中、第2条の2におきまして、60歳以降にその者の非違によることなく退職した者に対しては、自己都合退職としては取り扱わず、定年退職扱いとするための規定でございます。

以下24ページから27ページにかけてでございますが、こちら先般の退職手当条例の改正におきまして、既に適用者がいない規定を削除したことに伴いまして、関係する規則の規定を削除するほか、条項のズレ等を改正するというものでございます。

27ページの左から28ページにかけての第9条につきましては、会計年度任用職員規則におきまして、字句の修正を改正するものでございます。

28ページから30ページにかけてが今回の規則改正の附則の規定となります。28ページの附則の第1項が施行日の規定、附則の第2項以降は、定年年齢の段階的引き上げ期間中に、65歳まで任用されることとなります、暫定再任用職員に係る規定の読み替え等の給与の取り扱いを規定するものでございます。

説明は以上です。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

【質疑】

教育長

議案第31号はいかがでしょうか。

【採択】

—全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。—

・審議事項

議案第32号 給与条例附則第十八項、第二十項又は第二十一項の規定による給料に関する規則案（公開）

（青木福利・給与課長説明）

議案第32号 給与条例附則第十八項、第二十項又は第二十一項の規定による給料に関する規則案

給与条例附則第十八項、第二十項又は第二十一項の規定による給料に関する規則案について、別紙のとおり提案する。

令和4年7月29日提出 三重県教育委員会教育長

提案理由

給与条例附則第十八項、第二十項又は第二十一項の規定による給料に関する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

こちらも1ページ以降が規則案になりますが、9ページの規則案要綱で説明させていただきます。

「1 制定理由」公立学校職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、給与条例附則第十八項、第二十項又は第二十一項の規定による給料に関し必要な事項を定める。

「2 制定内容」管理監督職勤務上限年齢調整額の支給対象となる権衡職員及び具体的な額の算定方法等を定める。

管理監督職勤務上限年齢調整額の支給対象となる権衡職員の子な事例を下に記載させていただきますが、役職定年により、降任等された日以後に給料表を異動した職員、異動日の前日から特定日、60歳に達した後の最初の4月1日になりますが、こちらまでの間に、給料月額が改定された職員、こちら人勸等に伴う遡及改定などが対象になってくるものでございます。他の地方公務員等に辞職出向していた期間中に役職定年による降任等をされたとみなされる職員などを規定するものでございます。

「3 施行期日」令和5年4月1日です。下の参考のところて調整額の内容を記載させていただきます。例と書いてあります表ご覧いただければと思うんですけども、管理監督職につきましては、役職定年によりまして、管理監督職以外の職、右側の方の方に降任をされることとなります。それに伴いまして、給料につきましても降格ということで、こちら行政職の例ですけど、行政職6級の管理職でしたら行政職5級の管理職以外の級の方に、降格をすることとなります。

降格した給料月額の7割支給が、まず基本的に支給される額となります。管理監督職につきましては、降任・降格される前の6級の額の7割の額となる給料月額と先ほど降任後の7割の額の差につきまして、今回の調整額として支給するという制度となっております。

結果、管理監督職につきましては、降任される前の給料月額の7割が保証されるという内容となります。今回制定します規則につきましても、先般5月24日の定例会でご審議いただきました給与条例改正を受けて、10ページの方に条文を記載しておりますけれども、給与条例の附則第十八項、第二十項、第二十一項に基づく管理監督職勤務上限年齢調整額について、国の規則に準じまして新たに制定をするというものでございます。

規則の内容につきまして、すいません1ページに戻っていただきまして、第一条、第二条こちらが規則の趣旨、用語の定義となっております。

第三条につきましては、いくつかの例を記載しているところでございますが、役職定年後に育児短時間勤務を取得した場合、条例の方で規定しております第十八項の規定では、育児短時間の勤務時間に応じた調整額とは計算上ならないことから、これらの職員については対象職員から第三条で除外をした上で、第四条において権衡職員としまして、育児短時間勤務の勤務時間に応じた調整額を支給する。そのほかの例も含めて、これらの内容を規定しているものでございます。

以下、2ページの第五条から第十条につきましても同様に、権衡職員としての規定となりまして、60歳を超えて引き続き特例任用で管理監督職員をされた場合や、他の自治体へ人事交流中の場合等の任用形態に応じたケースに対応する調整額支給の取り扱いについて規定をするものでございます。

ページ飛んでいただきまして7ページですけれども、7ページの第十一条、第十二条につきましては、特別な事情がある場合や、通知に関して人事委員会と協議をするという関係の規定となります。

説明は以上です。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

【質疑】

教育長

議案第32号はいかがでしょうか。

富樫委員

これ9ページのところで、これまではBという状況だったのが今回調整額が付いてこのAのラインまで引き上げるというのを制定するという事でよろしいですか。

青木課長

今回定年引上げ制度が来年4月から導入されるんですけれども、今までより新たにと言うか、その制度を導入された以降管理職についてはこういう取り扱いをするという規定で、一般職につきまして右のところで、7割になるわけですけれども管理職については調整額を加算するというのを来年制度導入と併せて導入するというものでございます。

富樫委員

管理職の先生方は非常にご苦勞されてますし、先ほど教員採用試験の受験率が下がってるっていうのもやはり学校の魅力っていうのを上げるためにも、管理職の先生方が魅力的になる、もしくは最近管理職採用試験もあまり行ってないと聞いておりますので、そういった先生方に待遇を厚くしていくっていうことが、学校の中で教職員に対する魅力を作ってくんじゃないかと思っておりますので、今回こういう役職定年という形で管理職の分が反映されるということですよ。

青木課長

そうですね。

富樫委員

非常に良いんじゃないかと思えます。

【採択】

—全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。—

・閉会宣言